



【目次】

1 償却資産の申告について	・・・・・・・・・・ P 1
(1) 申告が必要な方	
(2) 申告方法と提出書類	
(3) 留意事項	
2 償却資産のあらまし	・・・・・・・・・・ P 2
(1) 償却資産とは	
(2) 償却資産と家屋の違い	
(3) 申告が必要な償却資産	
(4) 償却資産の耐用年数	
(5) 非課税及び課税標準の特例に該当する資産	
3 償却資産の評価と課税	・・・・・・・・・・ P 7
(1) 償却資産の評価方法	
(2) 償却資産の課税の流れ	
(3) 償却資産評価額の算出方法	
4 償却資産申告書の記載例	・・・・・・・・・・ P 9
(1) 償却資産申告書	
(2) 種類別明細書（一覧表）	
5 FAQ	・・・・・・・・・・ P10

1 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

会社や個人で商店や工場などを経営している方、農業・漁業を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方など、大空町内で事業を行っている方で償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在での資産の所有状況を申告しなければなりません。

【注意事項】

次の方も申告が必要です。必要事項をご記入のうえ、申告書を提出してください。

○前年度から資産の増減がない方

○前年度において免税（課税標準額が150万円未満）の方や、今年度において免税になると思われる方

○廃業・解散・事業承継・転出などがあった方

(2) 申告が必要な方

◆申告方法と提出書類

	対象となる方	申告方法	提出書類
全資産申告	○初めて申告される方 ○新規に事業を始めた方 ○企業や関与税理士の電算処理により申告される方	申告する年の1月1日現在に所有している償却資産をすべて申告してください。	①償却資産申告書 ②種類別明細書（一覧表）
増減申告	○増加または減少した資産がある方	1月2日から申告する年の1月1日までの間に、増加または減少した資産を全て申告してください。	①償却資産申告書 ②種類別明細書（一覧表）
	○増加または減少した資産がなかった方	申告書右下の備考欄に「前年度資産に異動なし」と記載して申告してください。	①償却資産申告書
	○解散・廃業・事業継承・転出などがあった方	申告書右下の備考欄に「解散」「廃業」「事業継承」「転出」などをした旨を記載して申告してください。	①償却資産申告書

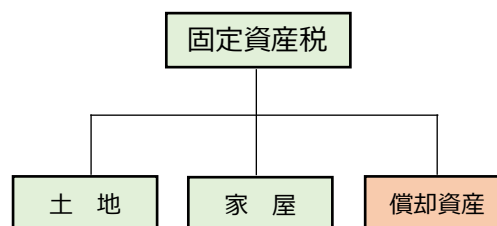
◆eLTAX（電子申告）を利用する方

「全資産申告」または「増減申告」を選択することができます。選択した方法に応じた申告書を作成し、送信してください。

2 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（減価償却費）が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものと規定されています。



◆償却資産の種類とその例

種 類		資 産 の 名 称
1	構 築 物	構内舗装（駐車場含む）、塀、堆肥舎、屋外の給排水設備（井戸など）及びその他土地に定着した設備、育苗ハウス、ビニールハウス、プレハブ仮設住宅、太陽光発電設備など
	建物附帯設備	建築設備、内装・内部造作（店舗内装設備など）
2	機械及び装置	食品製造加工機械、モーターやポンプなどの汎用機械、ブルドーザーなどの土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置など（分類番号「0.00～09 及び 000～099」の大型特殊自動車）
3	船 舶	漁船、遊漁船など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車輛及び運搬具	ホイローラーなどの大型特殊自動車（分類番号「9.90～99 及び 900～999」の大型特殊自動車）
6	工具器具及び備品	測定・検査・取り付け工具、キャビネット、金庫、レジスター、シュレッダー、テレビ、陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、机、椅子、漁具、厨房用品、パソコン、自動販売機など

(2) 償却資産と家屋の違い

【家屋として取り扱うもの】

- 家屋の所有者が所有し、構造上、家屋と一体となってその効用を高めるもの
例：電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など

【償却資産として取り扱うもの】

- 独立した機械・装置としての性格が強いもの
例：発電・変電設備、中央監視制御装置、ルームエアコンなど
- 特定の生産または業務の用に供されるもの
例：工場における動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備など
- 構造上家屋と一体となっておらず、単に移動を防止する程度に取り付けられたもの
例：屋外給水塔、独立煙突など
- 顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの
例：ホテル・コンビニ・病院などにおける厨房設備、洗濯設備

◆償却資産と家屋の区分例

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	受変電設備	設備一式、配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	家屋と一体となっていない屋外照明設備（ネオンサインなど）	家屋と一体となっている設備
	動力配電設備	特定の生産または業務に供する設備	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器（部屋同士を結ぶもの）	ドアホン設備（屋内と屋外を結ぶもの）
	電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備	特定の生産または業務に供する設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備	
給湯設備	特定の生産または業務に供する設備、局所式給湯設備（湯沸かし器など）	中央式給湯設備	
空調設備	ルームエアコンなど	家屋と一体となっている設備	
消火設備	消化器、ホース及びノズル（避難器具、ガスボンベなど）	スプリンクラー設備、消火栓設備など	
厨房設備	顧客の要求に応じるサービス設備、寮・病院などの厨房設備	左記以外の設備	
洗濯設備	顧客の要求に応じるサービス設備	左記以外の設備	
その他の特殊な設備	簡易間仕切、看板、広告塔（機械式駐車設備など）		

◆家屋と建物附帯設備の所有者が異なる場合

貸しビルや貸し店舗などを借り受けて事業を営んでいる方（テナントなど）が、自身の費用により施工、または譲渡などによって取得した内装、造作、建築設備などで事業の用に供することができる資産については、地方税法第343条第9項及び大空町税条例第54条第8項により、貸しビルなどを借り受けて事業を営んでいる方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備などを償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、貸しビルなどを借り受けて事業をされている方が、施工または譲渡などによって取得した資産については償却資産の申告をしていただく必要があります。

(3) 申告が必要な償却資産

1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、以下に該当するものは、申告をしていただく必要があります。

◆申告が必要な資産

償却済資産	減価償却が終わり、残存価格のみが帳簿に計上されているもの
遊休資産	一時的に稼働を休止しているが、維持補修が行われているもの
未稼働資産	稼働はしていないが、すでに完成していて、事業の用に供しうる状態にあるもの
簿外資産	会社の帳簿には記載されていないが、事業の用に供しているもの
建設仮勘定中の資産	一部が完成し、その部分が事業の用に供しているもの
福利厚生のに供される資産	間接的にでも、事業の用に供していると言えるもの
改良費	改良費のうち、資本的支出として計上したもの (新たな資産の取得とみなし、本体とは独立した取り扱いとなる)
大型特殊自動車	自動車税・軽自動車税の対象となっていないもの
租税特別措置法を適用して、即時償却している資産(※1)	中小企業者などが租税特別措置法の損金算入の特例を適用して取得した、30万円未満の減価償却資産

◆申告の必要がない資産

(軽)自動車税の対象資産	自動車、軽自動車、小型特殊自動車など
生物	※観賞用に使用されているものは申告対象となる
無形減価償却資産	営業権、著作権、会員権、漁業権、電話加入権、ソフトウェアなど
繰延資産	開業費、研究費、暗渠などの土地改良関係費用など
たな卸資産	商品、仕掛品、原材料、貯蔵品など
用途廃止資産	生産方式の変更、機能の劣化、旧式化などで、現在使用されておらず、廃棄同様にあるもの
一括償却資産(※2)	取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
少額減価償却資産(※3)	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの

【参考】取得価額と償却方法による申告対象の一覧

取得価額	償却方法と申告の要否			
	通常償却	即時償却 (※1)	一括償却 (※2)	少額減価償却 (※3)
30万円以上	【課税対象】 申告が必要			
20万円以上 30万円未満				
10万円以上 20万円未満		【課税対象】 申告が必要	【課税対象外】 申告の必要なし	【課税対象外】 申告の必要なし
10万円未満				

★太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置された方へ

太陽光発電設備を新たに設置された方については、償却資産の申告の対象となる場合があります。太陽光発電設備の取り扱いについては下表のとおりですので、課税対象となる設備を所有されている方は、償却資産の申告をしてください。

◆申告が必要な資産

設置者	10Kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10Kw未満の太陽光発電設備 (余 剰 売 電)
個人 (住宅用)	【課税対象】 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産に該当しますので、申告の対象となります。	【課税対象外】 個人での利用を主な目的としたものであり、売電するための事業用資産には該当しませんので、申告の対象となりません。
個人 (事業用)	【課税対象】 個人の所有であっても事業の用に供している設備については、発電出力量や、売電（余剰・全量）されているか否かに関わらず、償却資産として申告の対象となります。	
法人	【課税対象】 事業の用に供している設備となりますので、発電出力量や、売電（余剰・全量）されているか否かに関わらず、償却資産として申告の対象となります。	

(4) 償却資産の耐用年数

償却資産の耐用年数は、総務大臣の告示である固定資産評価基準で定められており、「減価償却資産の耐用年数などに関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

◆主な償却資産の耐用年数例

主な事業	課税対象となる主な償却資産【耐用年数】
事務系	・事務用品、椅子、キャビネット【15年】（金属造でないものは5年） ・パソコン【4年】（サーバー用のものは5年） ・ファクシミリ【5年】 ・コピー機【5年】 ・エアコン【6年】
農業 酪農業	・収穫用機械【7年】 ・家畜管理機具【7年】 ・牧柵【14年】 ・堆肥舎【17年】 ・農用井戸【14年】 ・ビニールハウス（金属造）【14年】（木造は5年、その他は8年）
漁業	・漁船（船舶法4条～19条の適用を受ける木船）【6年】 ・軽量合金船【9年】 ・FRP船【7年】 ・漁具【3年】・養殖設備【5年】 ・魚群探知機【5年】
建設業	・ブルドーザー【6年】 ・パワーショベル【6年】 ・発電機【10年】
飲食業	・広告用看板【10年】 ・内装工事【10年】 ・テーブル、イス【8年】 ・厨房器具【8年】 ・飲食店用設備【8年】 ・冷蔵庫【8年】 ・カラオケ【5年】
理容業 美容業	・サインポール【3年】 ・椅子【5年】 ・応接セット【5年】 ・消毒殺菌器【5年】 ・タオル蒸器【5年】 ・パーマ器【5年】
小売業	・冷蔵ストッカー【4年】 陳列ケース【8年】（冷凍、冷蔵機能付は6年） ・冷蔵庫【6年】 ・レジスター【5年】 ・自動販売機【5年】
不動産業	・舗装路面（アスファルト）【10年】（コンクリートは15年） ・受変電設備【15年】 ・簡易物置【7年】 ・ストーブ【6年】 ・除雪機【5年】

(5) 非課税及び課税標準の特例に該当する資産

地方税法第348条では、国・都道府県・市町村などに無料で貸し付けている公用または公共のための固定資産などについて、非課税であることが規定されています。

また、税負担の軽減を図るため、地方税法第349条の3及び地方税法附則第15条の規定により課税標準の特例が定められており、該当する償却資産は固定資産税が軽減されます。

非課税及び課税標準の特例規定に該当する資産については、申告の際に種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、関係書類を添付して申告してください。

◆主な課税標準の特例（地方税法の一部抜粋）

適用条項	特例適用資産	特例率	適用期間	特例の適用を受けるもの
法第349条の3 第3項	農業協同組合等共同利用設備	1/2	取得後 3年間	農業協同組合 漁業協同組合 等
法附則第15条 第25項第1号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備で出力規模が10kw以上1,000kw未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外	2/3	取得後 3年間	所有者
法附則第15条 第25項第2号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備で出力規模が1,000kw以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外	3/4	取得後 3年間	所有者

3 償却資産の評価と課税

(1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得価額、取得年月及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮し、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出して行います。

(2) 償却資産の課税までの流れ

① 償却資産申告書の提出・受付



② 税額の計算

- ・ 評価額の算出 ～ 次頁「(3) 償却資産評価額の算出方法」に記載のとおり、資産ごとに評価額を計算します。
- ・ 課税標準額の算出 ～ 【(資産ごとの) 評価額の合計 = 課税標準額】になります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものとなります。
- ・ 税額の算出 ～ 課税標準額（決定価格）に税率をかけて税額を計算します。税率は1.4%です。【税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)】



③ 免税点の判定

課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は税額が発生しません。
なお、免税点未満の場合であっても申告は必要ですので、ご注意ください。



④ 固定資産課税台帳の閲覧

償却資産の価格などが決定された後、償却資産台帳に登録されます。
課税台帳は毎年4月1日から閲覧することができます。



⑤ 納税通知書の発送

納税通知書は毎年5月中旬に発送します。
納期限は、5月・7月・9月・11月のそれぞれの末日で、年4回です。

(3) 償却資産評価額の算出方法

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額及び耐用年数によって下記の算式により算出します。

ただし、計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合には、取得価額の5%がその資産の評価額になります。

前年中に取得した資産の場合	前年前に取得した資産の場合
取得価額 $\times (1 - \frac{r}{2}) =$ 評価額	前年度評価額 $\times (1 - r) =$ 評価額

※ 波線の数値処理は、小数点第4位以下を四捨五入します。

※ 額を算出する際に小数点以下が出た場合は、小数点以下を切り捨てます。

※ 「r」は耐用年数に応じた減価率で、下記「償却資産の減価残存率表」の(r)の率です。

◆償却資産の減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)
2	0.684	10	0.206	18	0.120
3	0.536	11	0.189	19	0.114
4	0.438	12	0.175	20	0.109
5	0.369	13	0.162	21	0.104
6	0.319	14	0.152	22	0.099
7	0.280	15	0.142	23	0.095
8	0.250	16	0.134	24	0.092
9	0.226	17	0.127	25	0.088

【計算例】

例) 「令和5年5月」に「1,000,000円」でアスファルト舗装を施した場合の令和6年度、令和7年度の評価額の算出方法は？

★アスファルト舗装の耐用年数・・・10年

「令和6年度評価額」

$$1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.206 / 2) = 1,000,000 \text{円} \times 0.897 = \underline{897,000 \text{円}}$$

「令和7年度評価額」

$$897,000 \text{円} \times (1 - 0.206) = 897,000 \text{円} \times 0.794 = \underline{712,218 \text{円}}$$

4 償却資産申告書の記載例

(1) 償却資産申告書

記載例

住所・氏名(法人名・代表者名)・連絡先電話番号などご確認ください。変更箇所は分かるように訂正してください。

個人番号又は法人番号を記入してください。

前年中に減少した資産について記入

前年中に取得した資産について記入

資産の合計を記入

償却資産申告書

※所有者コード

1 住所 又は納税通知書送付先	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (資本金等の額)	5 事業開始年月	6 この申告に添付する者の氏名及び氏名	7	8 短縮耐用年数の承認	9 増加償却の届出	10 非課税該当資産	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記憶	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告
							有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	定率法・定額法	有・無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)		
	十億	百万	千	十億	百万	千	十億	百万	千
1 構築物			0			0			0
2 機械及び装置			500000			500000			0
3 船舶			0			0			0
4 航空機			0			0			0
5 車両及び運搬具			0			0			0
6 工具、器具及び備品			0			0			200000
7 合計			500000			500000			200000

資産の種類	※ 評額 (ホ)	※ 決額 (ニ)	※ 価格 (ヘ)	※ 課税標準額	
					十億
1 構築物					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

(2) 種類別明細書 (一覧表)

記載例

種類別明細書 (一覧表)

015644

住所 氏名

増加分は空欄または増加資産用の用紙に「資産名」「数量」「取得価格」「耐用年数」を記載してください。

減少した資産は二重線で消してください。

一度申告した耐用年数が変更になる資産については、摘要欄にその旨記載してください。

行番	種類区分	品目番号	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	1月1日現在残存率	1月1日現在課税標準額	課税標準額
01	1	2	2	スプレッド	1	11/21/11	600000	70	250000	250000	
02	1	2	6	パソコン	1	4/27/9	200000	4			
03	1	2	3								
04	1	2	3								
05	1	2	3								
06	1	2	3								
07	1	2	3								
08	1	2	3								
09	1	2	3								
10	1	2	3	構築物							
11	1	2	2	機械及び装置	1		500000			250000	
12	1	2	3	船舶							
13	1	2	4	航空機							
14	1	2	5	車両及び運搬具							
15	1	2	6	工具、器具及び備品							
合計					1		500000			250000	250000

増加事由 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他

5 FAQ

Q1 国税と固定資産税の取り扱いの違いは何でしょうか？

A1 主な違いは以下のとおりです。

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ （減価残存率表による減価償却）	定率法・定額法の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
特別償却・割増償却	認められません	認められます
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
陳 腐 化 償 却 （耐用年数の短縮）	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の5%	残存価額（備忘価額）1円
改 良 費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費 を区分して評価する）	原則区分評価 （一部合算評価も可）
一 括 償 却 資 産	認められます	認められます
中小企業者の少額資産の 損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められません	認められます

Q2 3月に廃業しましたが、償却資産の申告は必要ですか？

A2 必要です。毎年1月1日以前に廃業や譲渡により所有する資産がなくなった場合には、その旨を申告書の備考欄に記載してください。

Q3 トラクターを購入しましたが、償却資産の申告対象となるのでしょうか？

A3 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車などは、償却資産としての申告対象となりません。

トラクターに関しましては、最高速度が35 km/hを超えない場合は小型特殊自動車として軽自動車税の対象となるため、償却資産の申告の対象となりませんが、35 km/hを超える場合は、大型特殊自動車となるため、償却資産の対象となります。

また、ホイールローダーなどの特殊自動車に関しましても、下記の基準をご参考ください。

